

には了解しかねます。明確なる答弁をお願いいたします。

(市長) 佐川常太郎君登壇

市長(佐川常太郎君) 二答申しあげます。次で言い訳でございますが、福生といましては防犯に關する工事が多いためです。どいでもそのようにおそれるわけでございます。先程申し上げました例につきましては、課長の方から申しあげさせていただきます。了承いたされたいと思ひます。

(二) 議長休憩と申す者あり

議長(田村匡雄君) ニニで暫時休憩いたします。

午後十二時 二分休憩

午後一時 開議

議長(田村匡雄君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

総務課長(田村信二君) 私から先程の二箇問の十七件の工事関係について申しあげます。

昭和四十一年度と昭和四十二年度があります。昭和四十一年度の関係につきましては第三小学校の防音防振工事の契約金額六千五百

十三万六千五百でございます。工期は昭和四十一年九月までが四半

八月十八日から四十二年の三月二十日まで、それから中学校分校二校

は第三中学校です。二校の増築工事を契約金額が六千九百五十

万七千円、工期が四十年八月十八日から四十二年三月三十一日まで、

工事の請負業者は、第三小学校の業者が田中組でございます。

第三小学校の防音防振工事につきましては契約金額が四千

七百八十八万九千円、工期が四十年九月二十日から翌年三月三十日

まで、業者は佐久間建設でございます。つぎに中学校防音防振

工事、これは第三中学校です。契約金額が九千二百二十万二千円、工

期は四十年九月二十日から四十二年三月二十日まで、業者は田村建設

でございます。つぎに水道三百二十七号線の舗装工事をございましては

契約金額が五百十万八千円、工期は四十年十月十八日から翌年の三月

十日まででございます。業者は田村建設、つぎに横田町民用水

排水路工事です。その工事は契約金額三千四百三十九万八千円、工

期が四十年三月二十五日から十二月二十八日まで、請負業者は田

村建設でございます。つぎに浄水場取水池の築造工事を契約金額

が九百九十万円、二期が四十一年の六月八日から四十一年九月十五日までございす。請買業者は田村建設でございす。

以上が四十年度の関係でございす。四十年度の関係についてはず

ずし浄水場の配水施設工事の契約金額が二千二百二十五万円、

二期が四十一年七月三十日から四十一年十月二十九日まで、請買業者は田村建設でございす。つぎに水道四百九十五号線の舗装

新設工事の契約金額が五百三十九万円、二期が四十一年八月六日

から四十一年十一月七日まで、請買業者は鈴木組でございす。

つぎに第三中学校の第三期工事の契約金額が三千一百九万二千円、

二期が四十一年八月十七日から四十一年二月二十八日まで、請買業者

は田中組でございす。第二小学校の防音改築第三期工事の

契約金額が一千三百二十万円、二期が四十一年八月十七日から四十

二年二月二十八日まで、これは浅沼組がやっております。第三小

小学校の第二期工事でございす。契約金額が八千三百八万円、工

期が四十一年九月二十六日から四十一年の三月三十日まで、請買業者

が佐久間建設でございす。つぎに第四小学校の防音改築工事の

ございす。契約金額が四千三百三十一万四千円、二期が四十

一年十月三十一日から四十一年三月三十一日まで、請買業者は田村建

設でございす。つぎに牛込地区の排水でございす。この契約

金額が八百三十万円、二期につぎまで四十一年十二月三十一日

から四十一年三月三十一日まで、請買業者は島田組、つぎに

と畜場の浄化槽の新設工事でございす。契約金額が二千二百

三十四万四千円、二期につぎまで四十一年十月十六日から四十一年

三月三十一日まで、請買業者は共和化工株式会社でございす。

つぎに横田飛行場周辺の排水路工事の二でございす。契約金

額が二千五百四十三万円、二期につぎまで四十一年の十月十六日

から四十一年三月三十一日まで、請買業者は浅沼組、最後にし

浄水場の上屋工事の契約金額が二千三百五十万円、二期につぎ

まで四十一年十一月十六日から四十一年三月十九日まで、請買

業者は田村建設でございす。以上でございす。

九番（大野行夫君）今の説明で四十一年、四十一年の工事の仲名はわかり

ず。この期間内にこの十七件の工事が全部終了しているのというの

あくまでも契約書の根本に於ける工事契約であると同時にこれを
速かに就一してすみしに契約のもとに工事をやうに下さうとい
と思ひます。 予に秋多島におき防音工事が途中まで進んで
より第三者におき工事をやらなければならぬといふやうな問
題が起るおそれがございます。 此れを考へた時に第四の學校に
おきまして今後契約工事を進めていかねばならぬといふやう
現状であります。 二つこのことを考へた時にやはり一番の根本
は予で工事契約から検討して、やうに業者においても私をめぐ
りてあくまでも私情をばねに業者の進定をばねて工事を完成さ
る以外にほいと思ふのであります。 この工事契約といふことは
案外おさんにはりからばのかき紙の現状下と思ひます。 必
理業者におかれましては誠心誠意の行動をとられ今後この予
うは事態の再び起ることをほいおうに、 あくまでも今の議
に明確なる説明を報告されまして全員の了解のもとに公衆を
遂行するのが私どもも立場でもあり予に私の願ひもありま
今後この予うは二つのほいおうすみしに公衆をやていたさう

要望いたしましたので私の一般質問を終ります。

議長（田村匡雄君） 最後に関議員よりお願ひいたします。

（十一番 関 米吉君登壇）

十一番（関 米吉君） 貴重なお時間を拝借いたしましたので二点ばかり

ご質問申し上げたいと思ひます。

その一つは加美平シヨップセンターの件でございますが、このこと
につき予うは昨年八月以来担当、議会におき公衆に
おき予うは私ども福生町の商工振興政策の一つとして下さる関心
でも取りあげて参つたものであることは皆さすお承知のお
りであります。 特に総務部長は関横田基礎依存の地として
発展して参り予うに私たちにこの地も最近さうやく熊川田地、
加美平田地の造成によりまして大きく消費都市として脱皮してつ
あるのでございますが、このように変化をいつつある地といたしまして
商工振興政策につけては先程川村議員からもお取りあげになり
ましたし、さうに予に根本議員からも申されたことでございます。予
うに下した商工振興政策といふことは福生町発展の第一大事に関

半をばりければ、ばりばりと思ふのでございす。従いまして当局
におきき議會におきき申しても消費者である私たちと供給者であり
ます。この間の商店街の共存、共栄をばかりかばければならず、
それがために、何としても最下の努力を傾注して参つたものであると
考ふる次第でございす。従来からやうした観点に立つての
お全体の施策を推進されて参つたものであると信するものであり
ます。この度私が取りあげ申すに、加美平シヨップニグセンター
につき、申すにばり下りの点につき、申すに疑点が生じ、申すに一部
の商店街におきき、申すに釈然とし、何と云ふかの声も出ており
ます。この点から申しあげます。諸点に、申すに、理事者から
明確な答をばり願ひする次第でございす。
すなわち、加美平マーケットにつき、申すに、昨年五月十七日に武
蔵野総合マーケット株式会社社長に、申すに、経営の陳情を行は
い、これに、申すに、五月二十三日、福産発才四百七十五号をもち、申すに、
社長が、住居供給公社、日比野副知事宛にお願ひ書を提出し、この
こと、ばり、その後、議會におきき、問題とばり、申すに、武蔵野マーケット

株式会社、ばり、経営から、手を取り、申すに、市内各商店から、経営者
望を、公の幕に、し、申すに、抽せんし、その当選者により、申すに、加美平
シヨップニグセンターが、設立され、その経営を行くべき種々努力して参
つに、このばり、自分、ご承知のとおりであります。と、この間の共同経営
による資本金三千円、加美平シヨップニグセンター、ばり、その後の、社の
方から、資本金、少く、申すに、さる。そして、各店の間、切りに、申すに、と
このお店、お式、認め、ばり、という、申すに、二つの条件により、申すに、下、
解散に、いたつに、このばり、申すに、自分、ご承知のとおりであります。
そして、この間の経緯につき、申すに、ばり、理事者におきき、申すに、過日の全協
におきき、入居者の便を、ばり、かるために、暫定的に、伊勢丹マーケットの、
店に、当る、こと、に、ばり、二、報告が、ばり、され、申すに、現に、至る、お、
ま、ございす。すなわち、昨年八月以来、今年三月までの、その間の、
過、簡単、に、申しあげ、申すに、武蔵野マーケット、加美平シヨッ
ピングセンター、そして、伊勢丹、という、申すに、変転して、いる、で、ございす
す。が、私の調査に、し、申すに、二、に、あり、申すに、と、理事者が、言明
し、これ、申すに、伊勢丹マーケット、ばり、ばり、申すに、二月、あり、申すに、経営から、手

引きまして現在マルフジが単独経営をしている実状であります。
この点につきましてこれから申しあげます各点についで理事者のご
訓導のいく答弁を要求するものであります。

その一つは加美平ショッポングセンターにつきましては前にも申し
あげた通りであり、所当局、議会、商工会等が一体となり
してその設立に関与し種々努力を重ねたものでございす。また、
これがいかに認められなかったのかその理由でございす。

二番目はいたしして、マルフジは武蔵野マーケット設立以前に
単独で出店するために社長に推せん方の依頼をお願いしたところ
ございすけれども、その後の有力者グループの武蔵野マーケ
ットの中心に名をつらぬみ、その武蔵野マーケットが先程申し
あげた通り事情によりまして手を引くことになったが、一昨
年秋に於いて単独で経営することになったため、このことにつ
いて項長にどのような説明がなされたのかその時期、その内容
についで伺いたいと思います。

三つはいたしして、加美平ショッポングセンターがいかに
福生町議

加美平

加美平

加美平

際、マーケットの間、切りおき出店方式であるいは手賃し
してはならないというように条件が示されておいたが、
現在は三分の二がマルフジ、三分の一がいわゆる出店方式に
なっており、七点が出店しており、手賃しは加美平ショッポ
ングセンターに於いて二つの条件違反であると思ふが、この
点について、その当初マルフジ以外の商店名があつたのか、
最近マルフジの部というように同一経営方式であるか、
あるいは看板の書き置きをしてあるか、これについて、
どうなるものであるか、

つぎに第四は、三千円の資本金が非常に少ない
という点の理由が加美平ショッポングセンターがやむを得ず
引き上げざるを得ないわけですが、現在のあの店は資本
投資というものは、好ましくないので、三千円を越えて
いる設備投資を行なうおられるように思ふわけですが、
この点につき、

第五番目は、二の点に於いて、商工会、

当局が商工振興政策として取りあげて推進されておるものか
二ついう形に下すしまつたわけでございますけれども、この二つに
してはもう少し早期に適切な指導がなせられ、事業に打って出たの
か、この点につきましても努力があるいは資金的な二つにつ
加美平加美平ジョリビグセニター設立をほかの所に希望する
所ししてどのような責任を感じられておられるか、以上五
点について質問をするものでございます。

つぎに私が取りあげます問題は能川停留所の開発計画に
ついてお尋ねしたいと思っております。

ご承知のとおり最近能川地区におきましては非常に開発が進
んでおりまして、数年前から、今から五、六年おぼろげに六、七
の利用乗降客が駅員の調査によりまして一日に三百名位のお客が
乗降されているのが現在の能川停留所の現状でございます。

能川停留所の問題につきましても昭和三十一年に五月市議の
賛成の問題をめぐりましてこの停留所廃止の問題が国鉄当局か
ら示されたのですが、この時に地元から同停留所存置の請願が

協議会に出されまして皆さんもよくよくあの能川停留所と
現在の位置に変更するところのことを実現したわけでございます。

以来その乗降客の皆さんも地元の方々にございまして能川
停留所周辺の開発につきましても昨年度におきましては五月市議
利用客二百五十名もの署名をいたしまして、沿線各町村の請
願の皆さんもに通じましてほんとにこの能川停留所の整備を願
うて参つた次第でございます。ところがこの能川停留所周辺の問
題につきましても依然として昭和三十一年以来手つかずの現状を
おいておるわけでございますが、この能川停留所周辺の開発をめぐ
りましては当局と地元との間に七軍間におきかた思議は二
の金銭上の問題が生じておりまして、これがこの能川停留所周辺の
開発を阻害しておるといふようにおぼろげなものでございまして、この基本
的な開発の方針をお伺いする前にこの下の思議は金銭上の問
題についで三、三お伺いするものでございします。

今申しあげましたように、三十一年に国鉄から能川駅廃止の
題が出され、それが存置されるという二つにわたつたのでございします。

いも、その時に国鉄からこの設置に關する費用、約三百五十万円
という金額は全部自元で買取しろというふうな問題が起これに
わけがございす。従ひましてこの三百五十万円は国鉄の工事の
関係で、これは着工する前にお断しなければならぬという
ことに依りまして、地元と財当局におきましていろいろと相談した
し、その結果、二百万円は財から出す、あとの五十万円は地元
が買取するという話に決つたのでございすけれども、この三百五
十万円の余裕というのにつきまして、地元にも財にもその資金的に
余裕がなかったためにこの三百五十万円というものを農業協同組合か
ら借入れまして国鉄にお断したわけがございす。ところがこの農
協からの借入れにつきまして私の調査したところによりますと、地元
と財との間に大きなくい違ひが生じまして、現在この金額が未解決
に停つておるというのでもございす。簡単に現在までの経過を申
しあげますと昭和三十六年十一月四日、日歩三銭五厘で農協から
三百五十万円を借出し、その時に地元の元に相談した後に、後場の
方から農協に断しがありまして、そこで地元の青藤安三さんの

名前でも三百五十万円の証書が返られて三百五十万円を農協
から借出しにわけます。それから昭和三十八年の六月三十一日、約一
半におよぶこの間、四十九万三千五百円というこの三百五十万円に
おける金利と後場が支払済みです。それから農業協同組合は一年ご
との証書貸付けがございすので、その証書の書き替へ之時にも
全部後場の元で書き替へていたのに、地元の人達の印鑑をどう
いるというふうな形で一年半が経過したわけがございす。

ところがその後昭和三十八年六月三十日に後場の方から、百三十万
の金が農協に返えされたわけがございす。けれども、けつてよく残ります
万円というものが、現に在るまでに下つて、ところが、今
六月三十日までの利息五十四万一千九百十二円、元利合計百九
万三千三百三十二円という金額が、現在後場が借りたのか、地元が借
りたのかというのにつきまして、お断しなす。お断しなす。

この二につきますと、二の借入れ金は、どちらの責任に属して
おるのか、この点につきまして、お断しなす。お断しなす。お断しなす。
これは、現在の理事者の元々、この件につきまして、一昨年からのこと

ございますので申し訳りなさい。この問題について、元
から一半年も長い間利息は役場が払っており、しかもその書き
留めもやそくめいたのであるから役場の方の責任であるというのと
言い、さらにその後の利息の請求については今までも役場に請求
しているが、そのつど善処するといふやうな回答がそのうち現
在に至つたといふやうなことで、けつてよくこの金は一体どのやうな形
でもその誰の責任なのかというところが元々所との間に大きな問題
として残っておりますわけでございます。ところがこの点につきまして理事
者からの明確なるご答弁をお願い申し上げる次第でございます。
またそれと同時にこの仲に対する質問の最大のポイントでありま
す。この熊川駅周辺の開発計画につきまして当局の考え方を、我
表願いたしと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(市長「熊川常太郎君登壇」)

市長「熊川常太郎君」 二答申しあげます。最初に加美平のマーケット
でございます。古いニとございますので細かい月、日等については
はお許しを願ひしますが、当時は佐佐木信託社を福生財に誘致すべ

く足しづく佐佐木信託社に私は参っておりました。ところが佐佐木
信託の建物がござる以上当然マーケットは必要であらうと、この商
行為をございますので、ほしつ二い者が早く申し込んで者が勝たとい
うニとにふるわけでございます。やまに手にすれば公に福生財
から誰か申し込みがありまして、と聞いただけでございます。

今のところ福生財からの申し込みはないという答弁でございます。た
だき得れば私は福生財の方にやもらいたいというふうに考へてま
した。そのマーケットに入る条件等を示してもらいたいという
旨で、その時の回答が第一番に熊川国地のやうに分割したものでなく
一つの会社が全部を経営するといふこと、それから内部に買付け
ないやうな立派なものを造らなければならぬ、それからいかに申し
込みがあるやうともその内容をよく検討し、それから決定権は公に
あること、十分承認してもらいたいというニとでございます。それ
からいふと、その周辺には家がなるとして、その周辺には家が
なりとて、五半ほどは赤字であらうと、資本金はおよそ四子
の位はあ
るであらうと、やういう話を聞き参るわけですが、これは私は

んとお断りの方にやそもらいたいと思つて参りました。その時に私が所全体の事にお話すればあるいは良かったが、お話をしなかつたのは私の平素の心と思つておりまして、四半〇四半の資本金がわかるという事はこれは百か百か容易な事では無いと思つてその手手にして参るにわけございましてすけれどもまた手手武蔵野と申しまして、まあ出たわけですね。その後協議会でも大変に配をしてくださいます。せつめくという事にはりばお申なり募集した方がよろしいのでは百か百かという事にばりまして、先に申しまして武蔵野さんのお断りよく申請書を撤回してくださつたわけでございます。そして商工会が事務的の仮業をいたして一般の募集を申しあげた結果須奈さんが社長とばりまして新しい会社が申請を下さるにわけございまして。私もその際もちろん許可がおりた方がよろしいのですが、断りの方に許可をしてくださるやうに一つの文書を添へてたわけでございます。ところが残念ながら私も是非許可してほしいと再三参つたのでございましてすけれども、あらうでいろいろ長期に

めたりまして調査をいたしてそしてその結果どうも許可をさすわけにはいかないのでして結果にばりまして誠に不意の事でございます。私も残念でございます。求定の権利はあくまでも社にあるんだという事は最初からこのわけでお断りなす。というのばあは社どうしてもここに違つてさくめという事であつたので、公社として、私もあるいは議員さんお断りどうしてもここに違つてほしいとむりやりに違つてもうたわけ、い社でも異をいふとニミが少し遠いんだ。遠くまでずいんどという事を言つたがそれを無理に引くべきにわけ、そのうち点相当のマイナスの面があつたわけでございます。それから、それからまた子で五半位は赤字であるという事、これも非常に大きな事でございまして残念ながら却下のやむなきにいたすにわけでございます。その前にマルフジさんも下したに申請書を出されておりました。私もその目を見て参りましてすけれども、い社にばりましてすともその長いものがほしいかつたわけでございます。そして暫定的に住人であるものが困るの一時伊勢丹にやらせておくという事、そのうちに適当なものに物色して許可をするという話を聞いただけでございます。

